

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
会津若松市	河東地区(八田野)	令和4年3月16日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	109.10 h a
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	105.78 h a
③地区内における10年後までにリタイヤ・規模縮小を希望する農業者の耕作面積の合計	9.83 h a
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	9.38 h a
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	— h a
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	11.00 h a
(備考)	

2 対象地区の課題

<p>■人 ○集落の担い手は4経営体。中心となる担い手の高齢化が進んでいる。 ○後継者についても不足している。</p> <p>■農地 ○主な作付け作物は水稻。耕作条件の悪い農地の耕作に苦慮している。 ○集落の山間地域の農地については、ソバの作付を行っているがイノシシ等の獣害が大きく収量があがらない。</p>
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>【10年後の農地利用の在り方に関する基本方針】 ○将来リタイヤ等で貸し借りが必要になった場合は、プランに位置付けられた中心経営体で協議を行い集積・集約を進めていく。 ○集落の担い手として、兼業農家についても継続して耕作していただき集落の農地を守っていただく。</p>

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

① 集落における中心経営体の農地集積の方針

- 集落内の中心経営体にリタイヤ等で貸借が必要な農地の集積を行い、地域農業の維持・継続を図る。
- 貸借については原則農地中間管理機構の活用を推進していくが、貸し手と借り手の実状に合わせて農業委員会の利用権設定も併用して集積を進めていく。

② 農地貸借に係る方針

- 兼業農家については、可能な範囲で営農を継続していただきながら、規模縮小やリタイヤを希望するタイミングで中心経営体への貸借を検討する。
- 現状どおり、農業委員会の利用権設定と農地中間管理機構を介した貸借を併用していくことで、出し手と受け手の意向を尊重しながら中心経営体への集積を推進していく。

③ 中山間地域等直接支払制度への取り組みの継続

- 農道や水路の維持管理に必要な共同機械の購入などに活用できることから中山間地域等直接支払制度に継続して取り組む。

④ 鳥獣被害防止対策の取組方針

- 鳥獣による農作物の被害が増加していることから、担い手間で情報共有を図る。また、電気柵や侵入防止柵の設置等の有害鳥獣対策の構築に向けて検討を進める。
- 被害を受けた場所や農作物等を記載した鳥獣害被害マップの作成を行い、情報共有を行う。